

令和 8 年度冬期交流・関係人口対策事業業務委託に係る
公募型企画提案（プロポーザル）募集要領

1 趣旨

本要領は、「令和 8 年度冬期交流・関係人口対策事業業務委託」において、プロポーザル方式により、業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務委託の概要

(1) 業務名

令和 8 年度冬期交流・関係人口対策事業業務委託

(2) 履行期限

令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

(3) 業務概要

別添企画提案仕様書のとおり

3 応募における資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者ではないこと。

(3) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。

(4) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している者ではないこと。
また、次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者

(5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(6) 鹿児島県との連絡調整が可能であり、緊急時には迅速な対応が可能であること。

(7) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行することが可能であること。

- (8) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当でないと判断するものを除く。

4 企画提案内容

- (1) 滞在プログラムの造成に係る提案
ア 地域住民との交流コンテンツ
イ 就労体験コンテンツ
- (2) 滞在プログラムの実施に係る提案
ア 参加者の募集・周知方法
イ 受入事業者等の選定方法
ウ 参加希望者と受入事業者のマッチング方法
エ 各地域団体等との連携
オ 参加者への支援方法（募集～滞在まで）
カ 再訪希望者を支援できる地域・事業者等とのマッチング

5 委託費

8,000千円以内（消費税及び地方消費税含む）

6 委託業務に係る今後のスケジュール

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和8年8月28日（金） |
| (2) 企画提案の質問受付期限 | 9月4日（金）午後5時 |
| (3) 質問回答の県ホームページへの掲載 | 9月9日（水） |
| (4) 企画提案参加申込書提出期限 | 9月11日（金）午後5時 |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 9月16日（水）午後5時 |
| (6) 企画提案のプレゼンテーション | 9月下旬（予定） |
| (7) 受託事業者決定 | 9月下旬（予定） |

※ 事前説明会は実施しない。

※ 提出書類は全て午後5時必着とする。

※ 企画提案参加申込書及び企画提案書等を提出した際は、提出後に電話で報告を行うこと。

7 応募手順

- (1) 質問及び回答

ア 受付方法

本業務に関する質問がある場合は、質問書（様式第1号）により、末尾「9 応募・問い合わせ先」に電子メールで提出すること。（電話で受領確認を行うこと。）

なお、質問書提出の際の件名は「【質問書】令和8年度冬期交流・関係人口対策事業業務委託」とする。

イ 回答方法

上記期日までに、県ホームページにおいて公表する。

- (2) 参加申込について

申込み・企画提案書の提出・受付はデータで行う。手順は以下のとおり。

ア 参加者は、企画提案参加申込書（様式第2号）を末尾「9 応募・問い合わせ

先」に電子メールで提出。（電話で受領確認を行うこと。）

イ 大島支庁総務企画課から、提出書類データをアップロードするURLをメールで送付する。

ウ 参加者は提出書類一式をPDFにまとめて、上記イで指示されたURLに1部アップロードする。（電話で受領確認を行うこと。）

【提出書類】

① 企画提案書提出届（様式3）

② 企画提案書（任意様式）

以下の内容を含む提案とすること。

(a) 企画案

本業務の目的や仕様書の内容を考慮した上で、企画提案する業務の概要、実施計画や実施方法を具体的に提案するほか、必要に応じて根拠となる資料を添付すること。

(b) 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、本事業の充実・促進に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

(c) 事業実施スケジュール

(d) 類似業務実績

(e) その他

企画提案書は、A4横書きとする。

③ 見積書（参考様式）

各積算項目の単価及び数量内訳を記載し、全ての費用を積算すること。

なお、提案に当たっては、上記「5 委託費」を上限として積算すること。

※ 見積書については、詳細な経費等の記載があれば任意様式での提出でも構わない。

④ 応募資格誓約書（様式4）

⑤ 誓約書及び役員等名簿（様式5）

上記3(4)について、鹿児島県警本部に照会するために使用する。

なお、鹿児島県の入札参加資格者等名簿に記載されている場合は提出する必要はない。

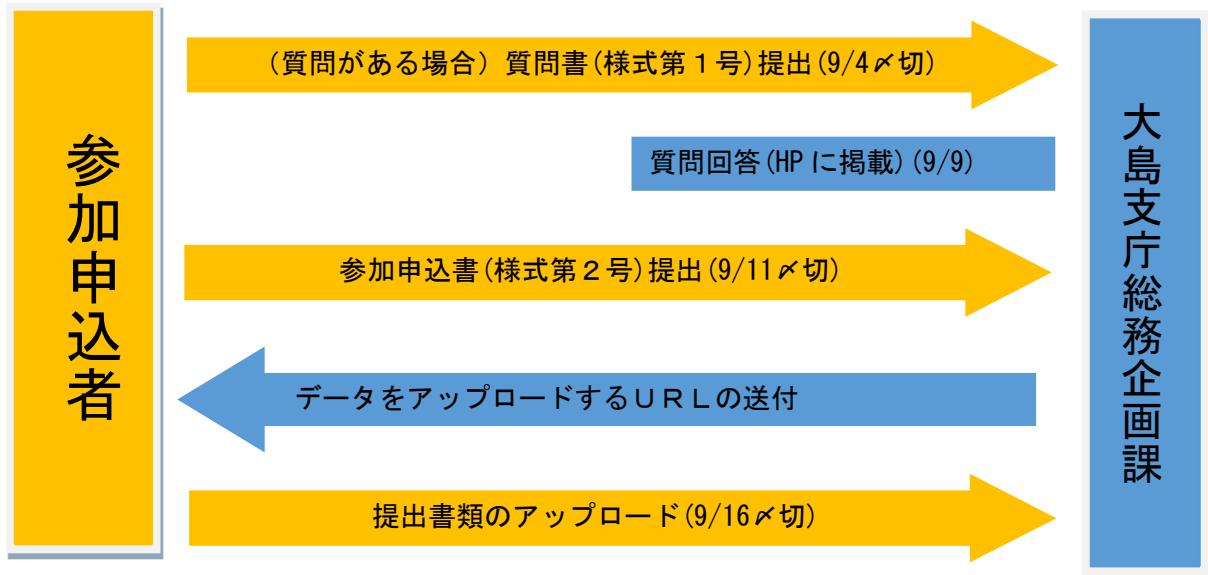
⑥ 納税証明書（写しデータ）

(a) 消費税について未納の税額がないことの証明書

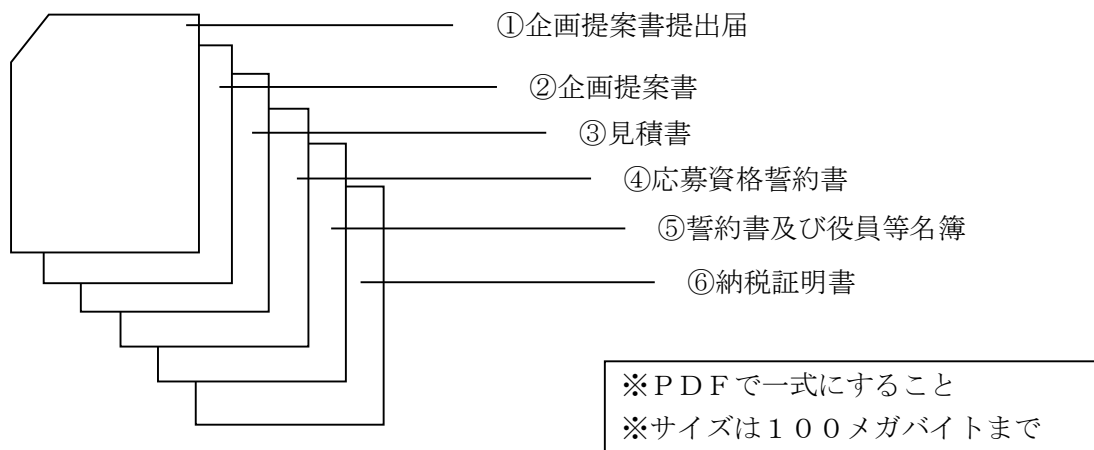
(b) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事務所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）についての未納がないことの証明書

※ 原本については、契約締結時に契約書と一緒に同封し、提出する。

【資料提出のフロー図】



【資料提出のまとめ順】



(3) 提出の条件

- ア 企画書の提案は、1者につき1案に限る。
- イ 提出された企画書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。
- ウ 受託者決定後は、県と十分に事業内容を協議しながら仕様書を決定することとし、企画提案内容の一部を修正または変更する場合がある。
- エ 企画書作成に関する経費は、企画提案者の負担とする。
- オ 必要により、追加資料提出の要請やヒアリング等を実施することがある。
- カ 企画提案書は、受託者選定作業等必要な範囲において、複製することがある。
- キ 選定した提案内容について、行政機関が取得した文書の開示請求があった場合、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものは、開示対象となる場合がある。

8 選考・決定方法

(1) 審査・選考の方法

提出された企画提案に対するプレゼンテーションを開催し、大島支庁内に設置する企画提案選定委員会において審査の結果、最も内容が優れているとされた企画提案書を提出した者を最優秀提案者として選定する。

(2) 審査・選考基準

次の各号を基に、審査要領を別に定めるものとする。

ア 事業の趣旨、内容に沿った提案となっているか。

イ 関係人口の創出、将来の移住につながる提案となっているか。

ウ 地域と連携して実施する提案となっているか。

エ 提案内容について、実施体制・実施方法・その他必要な項目に係る提案が具体的で実現可能性が高く、創意工夫を凝らした優れた提案となっているか。

オ 確実に委託業務を遂行できる能力・体制を有しているか。

カ 予算の範囲内において、適切に経費が見積もられているか。

(3) 選考結果

企画提案者全員に対して電子メールにより通知する。

9 応募・問い合わせ先

〒894-8501 鹿児島県奄美市名瀬永田町 17-3

鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課 地域振興係 担当：室屋

TEL:0997-57-7218

Eメールアドレス：oosima-s-chiiki@pref.kagoshima.lg.jp